

第8回線引き見直しに向けた検討会（第3回）

令和3年12月23日

神奈川県庁 新庁舎12階 県土整備局大会議室

議 事 経 過

<開会>

【五十嵐副課長】

それでは、委員の先生方おそろいになりましたので、ただいまから「第8回線引き見直しに向けた検討会」の第3回検討会を開催させていただきます。本日の出席者については、お手元の出席者名簿を御確認ください。なお、本日は所用により福岡委員、鈴木委員が欠席となっています。

本日の資料及び参考資料についてでございますが、次第に記載のとおり資料1～3まで、この他、参考資料1～3までをお手元に御用意させていただいています。

次に、第1回でお諮りしたとおり、当検討会については、「公開」とさせていただいておりますので、御承知おきください。ちなみに、本日の傍聴希望者はおりません。

私からは以上でございます。

それでは、これ以降は議長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

<検討会（第2回）ふりかえり>

【高見沢議長】

皆さん、おはようございます。

それでは、本日の議事に先立ちまして「検討会（第2回）ふりかえり」について、事務局からの説明をお願いいたします。

【河津グループリーダー】

それでは、「検討会（第2回）ふりかえり」を行いたいと思っております。資料1をご覧ください。

資料1「検討会（第2回）における議事概要及び各委員の主な意見と対応について」でございます。前回、第2回は10月15日にWebで開催をしておりました。

議事の概要につきましては、臨時委員としまして、稲垣委員に参加していただいております。検討会（第1回）のふりかえり。議事といたしまして、「（論点2）大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方について」、「（論点1）地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方について」、御議論いただきました。主な意見につきましては、ここに記載しておりまして、今後、提言（案）を作成する中で反映していきたいと思っております。本日、骨子というところでも、御議論いただきたいと思っております。

また、実際の提言を作るにあたりましては、先生方と確認させていただきながら作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

資料の説明は、以上でございます。

【高見沢議長】

ありがとうございました。ふりかえりの説明について、こういう感じで前回議論したということで、次に進めてよろしいでしょうか。

(一同「異議なし」)

<議 事>

(1) (論点3) 都市計画区域マスタープランのあり方について

【高見沢議長】

では、本日の議題に入りたいと思います。議事1として、論点1、2ときましたので、残されておりました論点3の「都市計画区域マスタープランのあり方について」、事務局から説明をお願いします。

【河津グループリーダー】

それでは、資料2「(論点3) 都市計画区域マスタープランのあり方について」をご覧ください。1ページをおめくりください。「1.1 都市計画区域マスタープランの概要」でございます。

都市計画区域マスタープラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、都市計画法の第6条の2に基づく法定計画となっております。都市計画運用指針には、区域マスタープランに関する基本的な考え方が示されております。策定権者は都道府県になりまして、政令市につきましては政令市さんになっております。内容につきましては、都市計画区域ごとに、都市計画の基本的な方向というものを示すものでございます。その中に定める事項につきましては、都市計画の目標、区域区分の決定の有無やその方針などを定めていきます。都市計画運用指針の中には、都市計画区域マスタープランに関する基本的な考え方が示されておまして、その中には都市計画の基本的な方向を示すものとして定められるべきとか、都道府県が作るマスタープランにあたっては広域調整が求められている。また、下のほうには目標年次の考え方、20年後の姿を展望して市街化区域については、概ね10年くらいを見据えなさいというものが運用指針に記載されてございます。

2ページをご覧ください。「1.2 かながわ都市マスタープランと都市計画区域マスタープランの関係」でございます。本県では、任意計画である「かながわ都市マスタープラン」を作成しまして、2040年代を展望しました県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示してございます。この「かながわ都市マスタープラン」に即しまして、県内30都市計画区域ごとに、法定計画である都市計画区域マスタープランを策定しております。本県の都市計画区域につきましては、概ね市町の行政区域と同一であるところが多くなってございます。

図2-1をご覧ください。本県における区域マスタープランとの関係になっております。一番上に県の総合計画「かながわグランドデザイン」がございまして、その下に都市づくり分野の基幹的な計画ということで「かながわ都市マスタープラン」を定めております。その下に、実際の都市計画に反映していくということで、「都市計画区域マスタープラン」がございまして、それに即す形で、市町さんがマスタープランを作成していくということになっております。右側の図2-2につきましては、神奈川県都市計画区域をお示ししております。表にありますように、概ね市町の行政区域と都市計画

区域が一致してございます。下の図 2-3 は、現在の県の都市計画区域マスタープランの構成を書いております。第 1 章に都市計画圏域の都市計画の方針、第 2 章に都市計画区域の都市計画の方針で、1 の都市計画の目標、2 の区域区分の決定の有無、3 の主要な都市計画の決定の方針などを定めてございます。

次に 3 ページをご覧ください。この都市計画区域マスタープランのあり方につきましては、前回の第 7 回線引き検討会でも御議論いただいておりますので、少しその内容についてご説明をさせていただきます。

第 7 回線引き見直しでは、当時、市町さんへの権限が移譲等されていまして、県の役割を確認し、都市計画区域マスタープランの広域化を図ってございます。広域化にあたりましては、県の総合計画の地域政策圏及び都市マスタープランの都市圏域と同じ 5 つの圏域が妥当としております。

下の左上の図をご覧ください。当時、法改正がなされまして、権限が移譲されてきたというところで、県の役割を表記、整理してございます。図の左上の「都市計画法における県の役割」としては、行政としての県の役割を整理しまして、「都市計画区域マスタープラン」における県の役割とはというところで、県が定める都市計画、区域区分がありますということ。あとは広域的な見地から、市町さんで協議・調整すべきことを示していきましようということ、県の役割を整理いたしました。

右側で、この県の役割を踏まえた都市計画区域マスタープランとはということ、右側の図の左上になりますが、今、ご説明しました「都市計画区域マスタープランが果たすべき役割」「都市計画法や運用指針の改正からの課題」「現行の都市計画区域マスタープランの課題」を整理しております。当時は、やはり広域化の強化などが求められていたり、先ほどご説明しましたように、行政区域と都市計画区域がほぼ一致しているということで、この市町さんのマスタープランと都市計画区域マスタープランとの役割が明確になっていない、みたいところが当時ございました。

そのようなことを踏まえまして、やはり広域化というところの区域マスタープランを作成していくことが有効ではないかということで、広域化に向けた議論をされております。広域化するにあたりましては、下の「都市計画区域マスタープランを広域化した場合の区域設定の考え方」というところで、県の総合計画の地域政策圏、三浦半島、湘南、県西といった所の 5 圏域。あとは都市マスタープランの都市圏域、これは同じになっていますけれども、ここの 5 圏域というところを、最初に広域化させることがいいのではないかとということで議論が進められています。

次の 4 ページをご覧ください。当時議論された中で、2 つイメージをつくって議論をされております。左側の広域化イメージ 1 をご覧ください。こちらにつきましては、都市計画区域が A、B、C とありますと、これまでは A ごと、B ごと、C ごとに区域マスタープランを作ったのですが、これを全部まとめてしまいまして、広域都市計画圏で区域マスタープランを作ったらどうかというところでございます。これにつきましては、当時、委員の先生方からは、広域化することで今まで解決できなかったことが解決できるのかとか、実際にこれをやって効果があるのかどうかをしっかりと検証しなさいというところを頂いております。また、市町さんからは、広域化することによって市町の実情が反映されにくくなる。市町特有の方針を位置づけられなくな

るのではないかと懸念があるという意見を頂きました。

右側、イメージ2でございます。これは、従来どおりA、B、C、それぞれ都市計画区域ごとに区域マスタープランを作成するのですが、赤枠で囲みました第1章で「広域都市計画圏域の目標」と、先ほど5つの圏域を示しましたけれども、そういう共通する目標とか課題みたいなものを第1章に共通で書き込むことによって、きちんと横との連携を図っていきましょうという案でございます。

5ページをご覧ください。イメージ1については、市町さんのそういう懸念などありましたので、結果的にはイメージ2の形になってきて、それぞれ都市計画区域ごとに都市マスタープランは作っていくのですが、我々は横串を刺すと言っていたのですが、共通する課題をしっかりと書き込んでいって、広域な課題に対応していきますという形になりました。右側に「検討会からの提言」と書いていますけれども、今後検討すべき事項ということで、「県には引き続き広域調整課題への取組が求められていることから、より効果の上がる「都市計画区域マスタープラン」へと発展させる必要がある」という、提言を頂いております。

下の赤枠になります。これらを踏まえまして、今回、次の点を整理しまして、都市計画区域マスタープランの検証を行うとともに、広域調整課題への取組に対して、より効果のある都市計画マスタープランについて検討をしたいと思っております。その主な視点としましては、第7回線引き見直し以降の国の動向、県の都市マスタープランの改定、県の広域的な取組、市町さんの意見、目標年次における人口見通し、これらのことを踏まえまして、現在の都市計画区域マスタープランの検証を行いたいと思っております。

6ページをご覧ください。論点整理の表になってございます。一番上は、第7回線引き見直しの取組ということで、今ご説明いたしましたところが、ここに記載されてございます。中段の左側、オレンジ色の「国の動向等」は、第7回線引き見直し以前からの継続的な考え方で、都市計画区域における都市計画の基本的な方向を示すものになります。県が広域的な見地から適切な判断を行うことが必要、県には広域的課題の調整を図ることが求められているということが引き続きの考え方でございます。第7回線引き見直し検討会以降、権限移譲というところで、政令市さんに都市計画区域マスタープラン作成の権限が移譲しております。また、町が決定する都市計画に係る県の同意が廃止されています。新たに、都市計画区域マスタープランへの記載が必要な事項というところで、復興まちづくり、グリーンインフラの緑地の配置、流域内の貯留施設や土地利用の広域調整、このようなことを新たに記載していきなさいというところが求められてございます。

右側にいきまして、「かながわ都市マスタープランにおける取組」でございます。かながわ都市マスタープランは、災害の頻発・激甚化や社会情勢の変化に対応するため、今年3月に改定しております。これからの都市づくりとして、脱炭素や「コンパクト+ネットワーク」、大規模災害の懸念、コロナへの対応、このようなものが、今後求められてきているとしております。

右にいきまして、「県の広域的な取組」ということで、流域治水プロジェクトや区域区分、今、御議論いただいております土地利用の規制、交通ネットワークなどの整備、

グリーンインフラ、地域活性化のプロジェクト、このようなところが、県が広域的で取り組んでいくところでございます。

右にいきまして、「県内の市町の意見等」というところで、「現行の都市計画区域マスタープラン」につきましても、特段問題はない、地域の実情がきちんと反映されている。また、市町さんのマスタープランに都市計画区域マスタープランの広域的な取組が反映されたりしております。「都市計画区域マスタープランへの記載事項」というところで、立地適正化計画の内容や市町の実情を踏まえた記載をしていただきたいという意見を頂いています。また、「隣接する都市計画区域で調整すべき事項」ということで、立地適正化計画の誘導する都市機能や都市計画道路、道路とか公園の見直しの考え方、災害ハザードエリアの土地利用などが調整すべき事項ではないかということ意見を頂いています。「その他」としまして、政令市さんも権限が移譲されているところですが、意見交換を続けておまして、政令市さんも県との情報共有は引き続き必要という意見を頂いております。

右側、「目標年次における見通し」でございます。目標年次 2035 年、この時の県の総人口は 2010 年（平成 22 年）度と概ね同程度になっております。川崎・横浜地域以外の地域政策圏では、人口が減少するという推計になっております。都市基盤につきましても、新東名の開通、リニアの名古屋までの開業が予定されております。

これらを踏まえまして、下の「都市計画区域マスタープランの検証」でございます。第 7 回線引き見直しで広域化した取組は、市町さんのマスタープランにも反映されておまして、具体の事業も進捗するなど、都市計画区域マスタープランの広域化の取組が有効に機能しています。都市計画区域は、一体の都市として整備、開発、保全をする必要がある区域でありまして、目標年次における人口や都市基盤の状況を見ても、現時点でその区域自体を見直す必然性は見当たりません。国の制度につきましても、都市計画区域マスタープランの位置づけそのものは変わっていないのですが、社会情勢等の変化を踏まえ、復興まちづくりやグリーンインフラなどの広域的な対応が求められてきております。かながわ都市マスタープランも改定されましたが、本県における都市計画区域マスタープランの位置づけには変わりはありません。一方で、脱炭素型の都市づくりなど持続可能な都市づくりの実現に向けた対応が求められております。流域治水のプロジェクトや交通ネットワークなど、県の広域的な取組については、都市計画区域マスタープランに反映して、県の方向性を示していくことが求められてございます。現行の都市計画区域マスタープランに課題があると認識している市町さんは、今ございません。市町さんは、独自の地域の事情の反映を重視しておまして、第 7 回で議論しました都市計画区域を一体でまとめてしまうような、そういうさらなる広域的な都市計画区域マスタープランを望む市町は、今ございません。

このようなことをまとめまして、下のゴシックの文字のところになります。制度や社会情勢の変化に伴う都市計画区域マスタープランの構成の見直しを行う必要はないが、流域治水やグリーンインフラなど更なる広域的な課題への対応が必要。現行の広域化した都市計画区域マスタープランは、都市計画区域や広域都市計画圏を跨ぐ広域的な課題に対応できている。流域治水プロジェクトやグリーンインフラなどの新たな広域的な課題への対応が求められていることを踏まえ、より円滑かつ確実に課題を共

有するため、都市計画区域マスタープランにわかりやすく示す工夫が必要とまとめております。

その下の、「とりまとめ概要（提言に向けたたたき台）」の【対応すべき事項】でございます。第7回線引き見直し以降の国や県の取組を踏まえましても、既に広域化が図られている現在の都市計画区域マスタープランの構成は、引き続き有効ではないか。流域治水プロジェクトの取組や広域的なグリーンインフラの確保など、都市計画区域や広域都市計画圏域を超える広域的課題の調整に効果的に対応していくことが求められていることから、都市計画区域マスタープランに広域都市計画圏の方針図を追加するなど、広域的な都市の将来像をわかりやすく示すべきではないか。都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、災害ハザードエリアの土地利用、グリーンインフラなど、隣接する都市計画の整合の課題を政令市さんとも引き続き共有して、必要な連携を図るべきではないかとまとめております。

7ページをご覧ください。「第8回線引き見直しにおける都市計画区域マスタープランのイメージ」を示してございます。構成につきましては、今までと同じで、それぞれの都市計画区域で都市計画区域マスタープランを作成するというところで、今、有効に働いておりますので、構成自体を見直す必要はないと考えております。先ほどの横串というところに、記載の充実というところで、新たな広域の調整が必要な災害ハザードや土地利用、流域治水、グリーンインフラなどを共通する課題として、新たに書き込んでいきたいと考えております。一方で、この広域調整課題が多岐にわたってきまして、それをわかりやすく示す必要があるのではないかとというところで、参考として、広域都市計画圏の方針図のところ、図面を用いてわかりやすく示していきたいと考えてございます。

それにつきましては、お手元の別冊で参考資料3をご覧ください。A3でカラー刷りのものが1枚ありますが、それをもう1枚おめくりいただけますでしょうか。参考資料3（補足）が、現在の都市計画区域マスタープランに示されている図面になります。上の第1章は、広域都市計画圏域ごとの将来の都市構造を付けてございまして、これには拠点や県での連携軸というところで大きな軸を記載しております。これが、今付いている広域的な図になります。下の第2章は、都市計画区域ごとの方針附図を付けてございます。これは平塚市さんの例になるのですけれども、土地利用や道路、鉄道、そういうネットワーク関係、あとは丸で拠点を示しております。この2つが、都市計画区域マスタープランに付いている現行の図面ということになります。

お戻りいただきまして、A3横のカラーの図面を見ていただきたいと思います。今回、広域的な方針図でイメージしているものでございます。これは、湘南の広域都市計画圏の方針図のイメージを作りました。平塚市さんや藤沢市さんなど、湘南の広域都市計画をまとめて作ってございます。これを作るにあたりまして意識したことは、左上に四角がありますけれども、まず拠点を明示しまして、それを結ぶ広域的なネットワーク、主要な幹線道路ですとか鉄道を記載しています。あとは、都市的土地利用の広がりや連なり、県の場合は市街地がずっと連担していますので、やはりお隣さんというところを意識しなくてはいけないので、その土地利用をお示ししてございます。また、自然的土地利用、グリーンインフラというところで、10ha以上の大きな公園や

緑地ですとか、森林地域・自然公園、あとは農地などもこちらに示してございます。あと、流域治水も広域的な調整が必要になってきますので、一級や二級の河川、あとその水系も示しております。また、大きく矢印が横方向と縦方向に描いていますけれども、これはかながわ都市マスタープランの水とみどりのネットワークというところで、大きな水とみどりの役割がありますので、それを記載してございます。今、方針附図、広域的なものというところで、このようなことを考えております。資料2につきましては、説明は以上でございます。

【高見沢議長】

ありがとうございました。ちなみに、最後の方針図イメージですけれども、何も無いと言うだけで終わってしまうので、例えばこういう感じというものを作ってくださいとお願いして、仮にというか、作っていただいたものです。もし、この辺を強調したらいいのではないかなど、今日、議論していただければと思います。

それでは、御質問・御意見がございましたら、それぞれお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

【中村委員】

質問を1つさせていただければと思います。前回から今回の間で、権限移譲がさらに進んだという話がございます。政令市については、線引きも含めて、都市計画区域マスタープラン自体の権限が移譲されたということですね。そのときに、今回の基本的な考え方自体、私はいいと思うのですけれども、まず、横浜・川崎の2つを合わせた広域都市圏域の広域都市マスタープランを作るのかどうかということと、それは誰が作るのかということです。当事者は両市になっているので、きちんと県が入って3者で作るという話がうまく進んでいけばいいのですけれども、その辺の確認ということです。私は、そこはやはり要ると思っておりまして、いろいろ広域都市圏域をまたぐような課題もあります。あるいは当然、圏域の中の調整会議もあると思うので、絶対にそれは必要だと思えます。ここをしっかりと、引き続き作っていくということで進めていただければと思っています。その辺りは、今どういうお考えなり、意見交換の状況になっているかを教えていただければと思います。

【河津グループリーダー】

まず、横浜市さんと川崎市さんは別々に作ってしまして、今のところ、そこをまとめるという議論はまだされてないのです。県が作れるところの三浦ですとか、そういう所を今、広域化という横串でやっております。まだ、政令市さんは政令市さんということでやっております。

やはりその広域的な県の考え方というのは、「かながわ都市マスタープラン」というもう1つ上の上位計画がありますので、それは横浜とか政令市さんも含めた全体的な県の考え方で進んでいきます。そのところの広域的な調整は、かながわ都市マスタープランが担っていると思います。

【中村委員】

ということは、現行でもこれの次は、突然、川崎都市計画区域マスタープランとなっているのか。

【高見沢議長】

これ（資料2、7ページ「A 都市圏域に係る広域的な課題に対する方針・施策等」の部分）を指しながら）がないということですね。そういう横串が刺さってない。

【中村委員】

そういう運用になっていると。

【河津グループリーダー】

はい。政令市さんの所は、今はもう分かれています。県が区域マスタープランを作るにあたっては、こういうことをやっているという意見交換はしています。

【中村委員】

わかりました。ここにありますように、例えば流域治水みたいな防災安全の話であったり、グリーンインフラみたいな話であったり、政令市だから独立というわけではなくて、こういう話は当然ございます。そういった意味では、従来に増して政令市という行政区域を超えた観点での広域の議論というのを、しっかりと入れていくことの必要性は高まっていると思います。今、ないからあれですけれども、できれば意見交換にとどまらずに、別に強制的な権限を持つ必要はないのですけれども、道筋をきちんと調整できるような場を作っていくような枠組みを少し強化していくというか、そういうような方向性を御検討いただけたらいいのではないかと考えております。

イメージでいうと、都県間の調整があるではないですか。あれは別に、東京都さんに対して、神奈川県さんは何の権限がないというか、要するに水平調整の立場なのですけれども、必要な調整はこれまで、あるいはこれからもしっかりやっていくという立場だと思います。それと同じような関係で、水平調整の中で、事実上しっかりと調整が図られるという枠組みを、ぜひ構築していただけたらいいのではないかと考えます。

【高見沢議長】

例えば、マスタープランの50ページに、県が考えている広域のものが書いてありますが、このイメージ図（参考資料3）を作るところまでやるのか、これはちょっとさすがに作れないねという感じなのか、どういう感じですか。

【河津グループリーダー】

今、これ自体を区域マスタープランに落とし込んでいこうと思っておりますので、やはり政令市さんのところを作るまでは、今は考えてはいないところです。

【高見沢議長】

でも、いきなり文言で共通の方針を区域マスタープランに書けというのも何だけど、こういうツールを介して、特に重要な事項については、両方で持ち寄った表現を試みるとか、そういうものはあってもいいかなと思います。

【河津グループリーダー】

福岡先生にも事前にお話を聞いて、やはり圏域のこういう広い所で作るのはいいことだということで、グリーンとかだともっと周りも見なくてはいけないので、やはりこの図郭でいいのか、もっと県全体のというところも図面として示すことが必要ではないかという御意見は頂いております。ここの図郭がいいのか、やはり県全体で示していかなくてはいけないのかというところはもう一回検討します。

【高見沢議長】

重要な視点かと思います。よろしくお願いします。ほかはいかがでしょうか。

意見を出せと言われても、結構ですという感じかもしれませんが、どうでしょうか。

【稲垣委員】

私は、県の津波や高潮の浸水想定図を作るところで関わらせていただいているのですが、こういう図を作る作業の過程の中で、関係者が意見を交換するとか、調整することが、実際、いろいろな所で既に行われている気はしつつも、ぜひこういう都市計画のジャンルでも図を作ることを介して、意見交換したり、将来像を議論できる場が持てるといいなと思っています。

一方で、例えば境川は、県央と湘南の2つに分けて考えるのは厳しいかなという気もしております。テーマごとに範囲の取り方が変わってくる可能性も余地として残していただけるといいのではないかと思います。感想です。

【高見沢議長】

現状では複雑というか、そういうものも入り込んでいるのですか。概念図には、津波という横串の例がどこかに……5ページに書いてありますね。最大クラスの津波対策は、b、c、d、e、fみたいな。

【河津グループリーダー】

そうですね。今は、文言でそういうところが書かれているだけで、図面で特に示しているところはありません。今回、これを作るにあたりまして、やはり災害のハザードみたいなのところも、うまく重ねたほうがわかりやすいのではないかと議論したのですけれども、やはり結構、重ねるとそもそも容量が大きくてなかなか作業ができない部分があることと、土砂レッドとかも結構頻繁に解除とかが進んでいて、絶えず変化しているところです。そこを図面に示すのも、それをずっと見られても、最新のハザードを意識してやっているのだから、災害については、図面というよりは、きちんと意

識していきなさいということを書言的に書き込むのかなというところになっています。

【佐藤部長】

稲垣委員がおっしゃったように、図面は広域課題が各都市圏域で複雑に入り組んでいるので、全てを図面に表すと全県1区の図面にせざるを得ないので、なかなか難しいです。ただ、おっしゃったように境川などは湘南と県央とまたがった広域課題で、流域も全線に広がっているもので、それは協働して取り組んでいかなければいけないので、しっかりとその認識は双方の都市計画区域マスタープランに入れ込んで、相互調整の下でやっていくという概念を入れ込んでいこうという思いがあります。

【稲垣委員】

わかりました。7ページの図でいうと、青い四角で囲われているところに文言で、きちんと書き込んで、下側の赤い方針図は都市圏域ごとに作って、内容は整合させていくという方針ですか。

【佐藤部長】

そのようにします。

【稲垣委員】

わかりました。あと、先ほど言っていた災害に関しては、索引ではないですけども、何か見に行くべき図がいろいろありそうな気がするので、どの図を見るべきかがわかるような資料を付けておくと、都市計画を考えると参考になる気がしました。図をそのまま載せるのは、確かに更新頻度の面からも難しい気はするので、見るべきもののリストは必ず載せるようにといったことを、記載いただくといいのではないかと思います。

【高見沢議長】

ありがとうございます。今のことに関連して、かながわ都市マスタープランの第4章の「広域的な視点に立った取組み」というのは、区域マスでは文章のほうでどこかに書かれているのですね。例えば、京浜臨海再編に該当する川崎と横浜には、同じような京浜臨海部再編に関する方針が前のほうに書かれているということですね。

言いたいことは、今のような話も、ある意味、第4章的な感覚というか、広域にまたがるものはこういうものがあって、マスタープランではこういうふうになる。それをばらしたときに、どの段階でどういうふうに書いているかということですね。

【佐藤部長】

おっしゃるとおりです。

【高見沢議長】

そうですね。だから、提言はあまり、これはこうで、これはこうしなさいとまでは

書けないと思うのですけれども、大きくは、この文言で強化する部分はこういうことで、わかりやすい図面でやってくださいというそこまでで、できれば並行して、事務局でもどういうことができそうかということを含めていくということだと思います。

【佐藤部長】

そうですね。ですから、広域に取り組む課題といったところは、やはり図面があったほうが意識しやすいというのはおっしゃるとおりなので、広域圏域がわかれるところのはざまを超えたものを、どういう形で意識して、場合によってはそれぞれの図面はつながったものでは見れませんけれども、こちらにその課題が繋がっているとか、何かそういう表現で工夫できるかどうか、そういうことも今の御意見を参考にして検討していきたいと思います。

【高見沢議長】

災害そのものはどうかというのものもあるけれども、今回のゴシックの表現でいくと、「グリーンインフラなどの」というところも絡んでいるということで、今までにない表現を編みださなければいけないので、いろいろ試行錯誤しながら、いいのができると思います。そのほかはいかがでしょうか。

【福田委員】

グリーンインフラや流域治水の話は広域的な課題なので、そのような位置づけで整理していただくのはいいと思います。他方で、広域交通網のような話は、どちらかというと東西のつながりが主軸であるのに対し、流域治水を含めた防災の観点からは県の南北方向の連携が主軸であるようにも思われます。そのように、施策によってつながる軸方向が異なるようにも思われ、観点も含めて全体を示す形になるという理解でよろしいでしょうか。

【河津グループリーダー】

そうですね。道路、鉄道、人も、こういう圏域を超えたネットワークのつながりがありますので、それを意識しなければいけないところは、確かに絡めていきたいところではあります。

【福田委員】

それから、広域交通ネットワーク、流域治水、復興まちづくりなどは、広域的な連携の重要性がわかるのですが、脱炭素社会という観点に対応した広域の課題が何であるのかはややわかりにくいように思います。ヨーロッパの都市などを見ていると、シティ単位でエミッションゼロをめざしている事例が多いです。広域で協調的に取り組まないといけない脱炭素社会に向けた課題というのが何なのかについて、もっと少し具体的に示されるといいと思いました。

【河津グループリーダー】

脱炭素は、広域で調整というより、同じ課題をきちんと認識しましょうというようなどころだと思っていて、例えば集約型を図るにしても、それは脱炭素という効率良いまちづくりにつながっていくところもあります。あとは、グリーンインフラというところも、緑を守るとか新しくつくるというところは、大きく見るとそういう脱炭素の取組につながっていきます。その取組によって、そういう大きな、広域的な共通の課題にも資するということを示していきたいと思っています。

県が調整してやっていくというよりは、そういう課題をやることによって、こういう課題もしっかり解決されるというところの意識を持って、都市計画をやっていきましょうというのを示していきたいという気持ちでここは書いています。

【福田委員】

そうすると、先ほど福岡委員が御指摘されたような、グリーンインフラを各自治体が検討するときに周辺自治体の動向も伺いながらといった、横並びで取組が全体としてなされるようにすることを企図されているのでしょうか。

【河津グループリーダー】

そうですね。その取組が、ほかのところのみんなのまちづくりにもきちんと寄与しますとか、そういう視点も入れていきたいと考えます。

【高見沢議長】

現状では、脱炭素についてはほとんど意識のない追加になっていましたね。一応、書いてあるのですか。脱炭素そのものの言い方です。

【河津グループリーダー】

脱炭素そのものみたいなものは書いてはないです。

【高見沢議長】

その辺を、どういう項目がそれにつながっているということを、意識的に書きましょうと。

【河津グループリーダー】

きちんとつながっているということを書いていきたいと思っています。

【高見沢議長】

この都市マスタープランにも脱炭素の項目はないのですでしたか。今回は付け損なっているけれども、今度から索引を付けましょう。脱炭素は何ページに書いてあるかなど。

【菊池グループリーダー】

都市マスタープランの「2 これからの都市づくりの課題」の章の12ページの(1)

に循環型と脱炭素型についてありまして、ア) の脱炭素型の都市づくりへの変換といったところで、4行目くらいに「グリーンインフラの取組みなど」とか、そういったところに記載があります。

【高見沢議長】

そうですね。だから、ある意味、ここに書いてある項目をじっくり見ると、どの項目が広域的なものでどの項目が全員頑張ろうというもので、どの項目がグリーン系でどの項目が災害系か見分けられます。ありがとうございます。そのほか、どうでしょうか。

復興まちづくりについては、特にこの間の津波対策編をまず作って、それをその前のマスタープランの中に組み込んだ形になっていて、それを統合して今回作ったという順番だったと思います。例えば、南北間の協力とかそういうことも既に折り込み済みなのでしょうか。

【仲原副技幹】

復興につきましては、現状、都市計画区域マスタープランへの盛り込みが足りないという状況にあります。都市計画運用指針で、復興まちづくりの事前準備を示す考えも示されていますので、そういったことを踏まえまして、県としてのメッセージを区域マスタープランに盛り込めないかと考えています。

【高見沢議長】

まずは、提言でそういうことも書きなさいと書いておいて、今から準備するということがいいですか。

【仲原副技幹】

そういうことです。

【中村委員】

その関連で、もしやるのであれば直したほうがいいと思うのは6ページです。下から2段目に「都市計画区域マスタープランの検証」という箱があります。ここの3行目の真ん中辺りに「復興まちづくり、グリーンインフラなどの広域的課題への対応が求められている」という文章があります。今までの議論の中で、広域的な話と共通編的な、これからみんな意識してやろうという話と、災害など、幾つかレイヤーがありそうな気もする中でいうと、広域的課題というとみんな、会長がおっしゃったような沿岸部と内陸部の連携のような話かと思ってしまいかもしれない。復興まちづくりというのは、多分、事前準備のほうを意識して書かれた言葉で共通編的なイメージだとすると、広域的課題とか共通課題など、後ろに載せる言葉を少し足したほうがいいのではないかと思います。大筋には大丈夫です。

【高見沢議長】

そういう感じで勉強してください。ほかはいかがでしょうか。

【河津グループリーダー】

福岡先生から、事前にほかの御意見も頂いているので、ご紹介させていただきます。先ほどの図面を県全体というところで示すところも必要ではないかというところと、方針図を付けるのはいいのですけれども、ただの絵図にならないように都市計画区域マスタープランや市町さんの計画というところもきちんと連携して行って、作ってくださいという御意見を頂いております。

【高見沢議長】

ありがとうございます。なかなか、いろいろなものを、ぱっと見でわかるというのは難しいと思うので、今のところわからないかもしれないけれども、頑張りましょう。ほかはいかがでしょうか。取りあえずいいですか。また全体の骨子を見ていただくので、その中で、またお気づきになれば御発言いただきたいと思います。先に進めさせていただきます。もう1つ議事がございます。

(2)「第8回線引き見直しに向けた検討会 提言骨子」について

【高見沢議長】

議事(2)「第8回線引き見直しに向けた検討会 提言骨子」につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

【河津グループリーダー】

資料3をご覧ください。「第8回線引き見直しに向けた検討会 提言骨子(案)」でございます。

1ページをおめくりください。目次がありまして、序章ということで、「神奈川県このからの都市づくり」。そして、第1章。今までは、大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方で論点として書いていたのですけれども、「頻発・激甚化する災害からのちと暮らしを守るまちづくり」という表題にしてございます。第2章は「集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組」、第3章で、今御議論いただきました「都市計画区域マスタープランについて」という構成にしてございます。

資料の3ページ「はじめに」というところで、今まで県のこれまでの線引き見直しの取組、災害の激甚化・頻発化、また、グリーンインフラですとか、脱炭素、新型コロナ、こういう社会情勢みたいなところを主に伝えております。そのような中で、県は都市マスタープランを改定しまして、将来の「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」をめざしてやっていくこととしました。この改定を受けて、都市計画区域マスタープランを改定するにあたりまして、検討会を設置して検討を重ねましたというところを、「はじめに」で書いていきたいと思っております。

4ページをご覧ください。「序章」ということで、「神奈川のこれからの都市づくり」というところで、「1 神奈川県の都市づくりの基本方向」、ここで「かながわ都市マ

スタープラン」が今めざしているもの。2040年代をめざしてやっていきましょう。これから都市づくりの県の大きな方向を、ここで書いていきたいと思います。

「2 第8回線引き見直しに向けて」ということで、それを具体的な都市計画に反映していくためということで、第8回線引きでは2035年を目標年次に置きまして、見直しに向けた課題を、ここで一回整理をしております。人口減少ですとか災害への対応、流域治水、グリーンインフラというものに対応していかなくてはならないというところをまとめています。このようなことを受けまして、検討すべき事項というところで、いつ発生するかわからない災害から命を守るため、あとは、引き続き集約型都市構造は人口減少化において大きな方向ですので、この辺について検討していきましょう。あとは、市町さんに権限移譲がされて広域課題に対応する必要があるということで、そういう中での区域マスタープランのあり方の検討が必要ということ、この「序章」のところでまとめて書いていきたいと思います。

次に5ページをご覧ください。災害関係になります。まず、「1 現状と課題」ということで、国の動向、大きな流れをここで整理していきます。(2)で、その中にあって、神奈川県の中の現状とその取組というところで、災害の発生状況やハザードの指定状況というところを記載していきたいと思います。

「2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項」の、災害レッドにおける土地利用規制というところで、「災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、市街化区域の低・未利用地において、当面、計画的な市街地整備が見込まれない場合には、逆線引きに向けた検討を進めるべき」。「上記の検討は、それぞれの地域の実情を十分に踏まえつつ、逆線引きに伴う様々な課題について、県と市町で共有しながら進めていくべき」と書いております。前回、この四角のところは、もっと強めの「土地利用規制をしていくべき」と書いてございましたけれども、その後、第2回の結果を市町さんに説明したり、庁内でもう一回議論して、やはり表現がかなりきつというところで、市町さんももう県が土地利用規制を、逆線をやってどんどん進めていくみたいな捉え方をされてしまいましたので、やはり、低・未利用地で今後そういう市街化が見込まれない所でやっていくのだよというところで、少し、誤解を与えないような書き方に変えてございます。その下の明朝体のところでは、このゴシックで書いたところの背景ですとか、その意味みたいなのところを下に書いていきたいと考えてございます。

右側にいきまして、四角囲みになります。「災害リスク低減を考慮したまちづくりの推進」というところで、「市町による防災指針を含んだ立地適正化計画の策定過程などを通じて、災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進すべき」。「災害リスクの評価・分析の結果、災害ハザードエリアにおいて、今後も都市的土地利用を行う必要がある区域は、地域の実情に応じて、ハードやソフトの防災・減災対策を通じて災害リスクの低減を図るべき」。「災害リスクの低減に資する土地利用の規制については、災害危険区域の指定、都市計画の決定・変更などさまざまな手法を活用していくべき」。「雨水貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラは、災害リスクの軽減、被害拡大の緩和に寄与することから、緑地や農地等を積極的に都市計画に定め、その機能を活用していくべき」。「災害ハザードエリアは、法令やハー

ド整備の進捗等によって、その種類や区域が変わることから、最新の災害ハザード情報を常に把握して都市計画を定める必要がある」としております。下で、災害レッドの逆線引きの時間軸について、どう進めていくかを検討する必要があるということで、「3 今後の検討事項」としております。

次に6ページをご覧ください。次は、「集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組」でございます。ここも災害と同じように、まず、「1 現状と課題」で、国の大きな動向、集約型に向けたところなどを先に示します。(2)「神奈川県の実状とこれまでの取組」で、神奈川県の実状、比較的人口減少が進んでも、人口密度はまだありますとか、拠点に向けた取組が進んでいますというところと、現在の取組を書きたいと思っております。

「2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項(持続可能で安全・安心な集約型都市構造の実現)」をまとめてございます。1つ目が、「防災指針を含んだ立地適正化計画は、集約型都市構造の実現に向けた有効なツールであることから、市町による立地適正化計画の作成を積極的に促進していくべき」。「集約型都市構造の実現に向けては、立地適正化計画を作成していない市町であっても、近年、頻発・激甚化する災害も踏まえ、防災・減災に係る施策と合わせて、計画的な土地利用の誘導を図るべき」。「災害リスクの評価・分析を踏まえた居住と都市機能の集約・再編によって生じる市街化区域縁辺部の未利用地については、逆線引きによる土地利用の適正化を行えるようにすべき」。「既成市街地の活力維持のため、市街地再開発やエリアマネジメント等のソフト施策など、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図るべき」。「魅力ある拠点の形成とともに、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保が不可欠であることを常に意識をしながらまちづくりを進めていくべき」。「県全体の人口減少が見込まれる中であって、人口及び産業の伸びが見込まれる地域においては、新市街地の形成を図ることとするが、集約型都市構造化に寄与する区域に限定すべき」。「今後、人口減少が進む地域や市街化区域縁辺部にあっても、地方創生の観点から地域の活性化に資するまちづくりに対応できるようにしておくべき」。「アフターコロナにおける働き方や暮らし方の多様化を受けて、首都圏にあり、豊かな自然環境と市街地が近接する神奈川へのニーズをしっかりと捉え、その受け皿としての可能性を土地利用の面からも検討していく事が重要」。「持続可能で魅力ある都市・地域づくりとなるよう、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境などの多面的な機能を活用したグリーンインフラの取組をあわせて行っていくべき」としております。

前回、アフターコロナの関係につきましては、留意すべき事項、きちんと様子を見ながらというところを書いていたのですが、もうアフターコロナの多様化というところをしっかりと受け止めてやっていくということで、「第8回見直しで取り組むべき事項」ということで、こちらの四角囲みに入れてございます。

右側に明朝体で書かれていますが、こちらで今までの背景や、左にゴシックで書いた理由みたいな説明書きを、右側のほうにまとめてございます。

次、7ページをご覧ください。ここは、第3章「都市計画区域マスタープラン」になるのですが、ここは今現在の資料で、各項目をこのような形で書いておりま

すので、本日の御議論などを踏まえて、また第3章のところは書いていきたいと思っております。

以上で資料の説明は終わります。

【高見沢議長】

ありがとうございます。そうすると、今日出している骨子というのはどういうつもりのもので、次回どういうことを議論して、最終的にどういうふうに仕上げる予定なので、今日は何を議論したらいいかを、わかりやすく説明してください。

【河津グループリーダー】

やはり、大きく出ていくところは、ゴシックで書いた中が提言として大きくこれから示されていくところになりますので、まず、こういうところの書き方や強弱ですとか、こういう視点がまだ入っていないところの御指摘を頂きたいと思います。

第4回が最後の回になりますので、実際の提言を作っていく作業になります。これをたたき台にして、今日御指摘いただいた御意見などを踏まえて、実際には、次が3月の終わりですけれども、それまでに各先生方と調整をしながら仕上げていきたいと思っております。

【高見沢議長】

3月のものは、そこで議論してまた考えるというよりも、もう大体できているものまで到達するというイメージでしょうか。

【河津グループリーダー】

はい、そうです。そこで御議論いただいたら、もうあとがないので、あとは、会長に一任という形で、細かな修正が入ることはあるのではないかと思います。

【高見沢議長】

ということで、どんな観点でも結構ですので、御意見、御質問を頂きたいと思えます。

【福田委員】

7ページの記載の充実に関連して、先ほどの資料2で議論があった脱炭素、復興まちづくり、広域ネットワークなどといった文言が資料3の7ページの項目には含まれていないように見えます。この辺りは網羅する必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

【河津グループリーダー】

7ページの黒枠の中に、そういう視点が、今、入っていないということですか。

【福田委員】

例えば、ここで示しているのは、ハザードエリアにおける土地利用とグリーンインフラと流域治水プロジェクトですが、例えば脱炭素や、復興まちづくりなどは明示されていないことが気になりました。

【河津グループリーダー】

わかりました。先ほど、中村委員からも御指摘があった、調整すべき課題みたいところは、ここの第3章が重要になってくると思いますので、しっかり整理したいと思います。

【福田委員】

広域課題の他に、共通課題も設けるといいますか。

【河津グループリーダー】

共通課題みたいなものも、しっかり書き込んでいきたいと思います。

【高見沢議長】

今後反映するというのでお願いします。感想みたいなものでも結構です。

私から、感想というか、何か全体の構成がまだしっくりこないというか、特にこの3つを検討したわけですね。その3つが浮いているというか、やりました、はい、終わりという感じになっています。前に打合せした時よりは良くなったと思うのです。例えば、目次でいくと、4ページの2の(3)の「検討すべき論点」は、ある意味、今回特に検討すべき論点みたいなものであって、実際にまとめるときには、その論点だけ「こうでした」というのではなくて、もう一回、全体を引き取って「こうです」みたいなものがないと、何となく分散して終わっているというのが1つ。

もう1つは、今日議論した区域マスタープランの議論と、激甚化する災害や集約型都市構造というのは関係しているのだけれども、こちらはこちらで検討しておいて、こちらの書きぶりはこうですというふうに、今、分離しているので、もしかすると相互に調整しなければいけないところもあるのではないかと思います。まだ、それはこれからだとは思いますが、今の段階では何となく、3つだけあって、検討会で検討したことが並んでいますみたいな感じなので、ぜひその辺は、どうするというのは、今は言い難いだけれども、課題かなと思います。

【中村委員】

具体の書きぶりについての意見です。7ページ、都市計画区域マスタープランの関係で、先ほど、福田先生がおっしゃったようなことに加えて、四角の枠内に2つあるうちの2点目です。「3政令市と引き続き共有し、連携を図る」というところに水平調整とか、これまでよりはもう少し、例えば広域防災、グリーンインフラ含めて、より県が出張るような雰囲気が出るような書きぶりが入らないかなと思います。御検討いただけたらと思います。

【高見沢議長】

これは下の解説にもう少し書いてあったりはしないですか。あまり対応するところはないですか。

【中村委員】

若干、「調整を図りながら」とか入っているから、下は少し気持ちが出ている。その気持ちを少し上のほうにも。

【河津グループリーダー】

わかりました。

【高見沢議長】

恐る恐るだから。しかし、ストレートに「調整を図りながら」と言うとかチンとくるけれども、先ほどの広域の図面とか、「何らかを通して」とか入れると、「これだったらいけそうだね」みたいなところが出るかもしれないですね。

あとは、この1、2、3の中身の書き方で、特に6ページの「第2章」に表れていると思うけれど、実際にどういう書きぶりになるかわからないですが、これだけ〇が9つ続いて出てきて、かつ、もう一回解説が出てくるというのは伝わらないと思います。これをよく見てみると、大きく言うと4つの項目が並んでいて、上から3つ分が災害リスク、立地適正化の話、4番目と5番目が拠点づくりとか魅力ある話、6、7番目が人口減少でそれぞれの所でどうするかみたいな話、最後の2つが今後の大きなライフスタイルやグリーンインフラみたいな話なので、場合によっては、4つ項目があって、それぞれの解説もそれにくっ付いていて、ぱっと見て頭に入るような構成のほうがいいのではないかと思います。今日のところは、まずは放り込んでみただけですね。

【河津グループリーダー】

そうですね。並びは少し意識して書いたのですけれど。

【高見沢議長】

あと、箱の中の意味と解説の意味が書いてないので、「進めるべき大きな方向」とか、「参考意見」とか、ここに並んでいるものが何かわかるようにしたほうがいいのではないかと思います。今までもこういう書きぶりでしたか。

【河津グループリーダー】

そうですね。前回もこのように大きく書いて、そのところは、みたいなところが下に書いてあります。

【高見沢議長】

この部分は、4つの箱に分ければある程度わかりやすくなるのではないかと思います。

す。もし工夫の余地があれば考えてみてください。

ほかに何か、何でも結構です。

【中村委員】

5 ページのところで質問です。5 ページの右側の箱の下、ポツの4つ目の2行目辺りに、「浸水被害を想定した用途地域の設定」と書いてあって、イメージがわからなかったのですが、どのようなイメージのことを思っ書いておられるのですか。

【河津グループリーダー】

浸水が想定される所に、低層の住宅ではなく、高層の住宅があって垂直避難ができるようにとか、そういう土地利用も1つ、災害リスクを想定したものです。

【中村委員】

そういうイメージですか、わかりました。ありがとうございます。

【高見沢議長】

実際にはどんな手順でいきますか。今、細かなことまではあれですけども、もう少しこんな感じにしましたというのが1回あって、フィードバックするという感じですか。

【河津グループリーダー】

そうですね、次にお見せする時には、きちんと提言の形にしたもので。

【高見沢議長】

これでいきたいのだけれど、みたいなものに仕上げるということですね。2月くらいですか。3月頭とかですか。

【河津グループリーダー】

気持ち的には、2月中にはできればと思っています。

【高見沢議長】

それを作成するにあたって、何でも結構ですから、気になる点などないですか。

【中村委員】

市町ともこれから並行してやったもので、2月末くらいですか。

【河津グループリーダー】

そうですね。今回、この第3回の御議論をまた市町さんに説明しますので、またそこで市町さんの反応というところが分かると。

【稲垣委員】

今回、災害レッドゾーンについては都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方にするけれど、県全域で一気に進めるわけではないという方向性は納得しました。

逆線引きは、住民の人たちや事業者が反対すると言われますが、もうそれほど開発が見込めないエリアですと、固定資産税が下がることもあって受け入れられることもあると聞きます。ただ、神奈川でどう受け止められるかは未知数です。

また、災害の観点から言うと、市街化調整区域になると、福祉施設がたくさん立地し、災害時要配慮者がハザードエリア周辺に増えてしまうといったように、あまり期待していない街ができてしまう心配もあります。そういう背景からも、この辺りが落としどころかと思いました。

あと、右側の「災害リスクの低減を考慮したまちづくりの推進」の中の、一番最後の5個目の○について、法令やハード整備の進捗等によって、種類、区域が変わるので、最新の災害ハザード情報を常に把握しておきましょうという話ですけれども、逆に、都市計画の方針があって、ハード整備の方向性が調整されてもいいのかな、と。ハード整備の計画ありきで都市計画が決まっていくのではなく、都市計画の方針があって、どこから順にハード整備をしていくかを定める方が健全と思うので、その辺りの書き方は少し検討いただけるといいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【佐藤部長】

おっしゃるとおりです。実はそのところが、最初に御指摘のあった災害レッドの土地利用規制に関しても、大きな議論になるところで、本質論としては、我々向かうべき方向としては、都市計画の方針、土地利用の方針を定めてそれに適合させる。予算も無尽蔵にあるわけではないので、どういう所にハード整備に力を入れるかを決めていくのが手順だと思っています。

ただ、実際のところ、今使われている場所で、様々な危険な状況、つまり災害レッドに準ずるような地域であって、相当地域の方々からハード整備の要望が高いという状況ですので、なかなか今、利用が少ない場所で、まず都市計画を外して、例えば市街化調整区域にしてハード整備を行う所を、少しそこは諦めるということよりも、先にレッドを消すハード整備をすれば、そこは有効に土地が使えるのではないかという議論があるので、そのところを調整しながら対応していくというのが現実路線なので、少しこういうトーンに落とさせていただいているのが実態の話です。

ですから、災害ハザードエリアの所も、災害レッドの所でこういう建物が建てられませんというところが法律上変わったり、災害ハザードエリアで整備をしてくれという場所が、ハード部隊のほうで整備をすれば、そこはハザードエリアから落ちるということも認識した上で対応していくという、そういった書きぶりにさせていただいているということです。

【高見沢議長】

今後まだ、なお意見があれば、具体的にここはこういうふうにするべきではないかとか言う余地はあるし、何となく、ここはこのままいいですことで終わるのはあれなの

で、じっくり見ていただいて。あとは、論理の並び順とかにも寄ると思うので、それも含めて見ていただければと思います。

【佐藤部長】

特に、本当に今の災害のところの、逆線引きや土地利用といったところが、正直申し上げるとすごくデリケートになっていて、今先生方がおっしゃられたところで、いろいろな物の見方があって、我々も表現でとても苦勞すると。本当にここは、てにをは一つで過剰反応される場合もあるといったところで、そのところをまさに、先生方から、そこはしっかりと県のほうで丁寧に説明はするけれども、本質はここなんだよというところがあるのであれば、それはそれでしっかり私どもも承る覚悟はありますので、そういった点も含めて先生方から見ていただければと思っております。

【高見沢議長】

そうですね。少しだけやるべきというところが入っていても、当然だと思います。そういうことで、それはさらに考えていきたいと思えます。そのほか、いかがでしょうか。

【河津グループリーダー】

福岡先生からの御意見がありますので、お伝えさせていただきます。

グリーンインフラにつきましては、積極的に再生して活用していくということと、あとは既存の緑の保全をして活用するという、この2つのところがあるので、これらが今、ごちゃ混ぜになったり、そういうものを重層的に進めていくというところが必要だと。再生については、都市の空き地の活用ですとか、保全は既存の活用などを考えていく。あと、多面的な自然環境の取組について、やはり市町の役割・県の役割というものをきちんと明確にして、神奈川県としてやるべきことというものを具体的に示すことが望ましいです。あと、神奈川県は、東の三浦半島から西の箱根まで緑があって、バランスよく配置されているという特徴があるので、こういう特徴みたいなものもしっかり書いたほうがいいのではないかと。また、先ほどの5圏域に分けてみても、緑についてはそれぞれの特徴というものがあると思うので、そういう圏域ごとの特徴みたいなものもきちんと示しておいたほうがいいのではないかと御意見を頂いております。

【高見沢議長】

御欠席にもかかわらず、御意見いただきましてありがとうございます。

あと1つお聞きしたいのですが、これは言葉で、「はい、おしまい」というふうにするのか、なんでこういうことを言っているのかとなるかもしれない。今回、いろいろ資料を作っていただきましたけれども、そういうものが、何らかの資料が付くのか、どういう方針ですか。

【河津グループリーダー】

前は、会議自体が全部非公開の中でやっていましたので資料がたくさん付いていたのですが、今回全部公開でホームページにも資料など載せていますので、必要な資料は載せていきたいと思っています。

【高見沢議長】

ホームページの中で、必要な資料を載せるということですね。そういうことで、2月くらいに一応出来上がるものは、精査はされていないかもしれないけれども、こういう感じで資料を付けたいのですけれども、みたいな感じのものでしょうか。

【河津グループリーダー】

そうですね。そういうものも全て合わせて。

【高見沢議長】

ほかに、何かございますか。

【平本委員】

感想とちょっとした要望というところがございます。私の業界でいくと、この「グリーンインフラ」という言葉が、意外と使われていなかったなと反省しています。これを使い始めたのは、平成27年くらいからですかね。福田先生もおっしゃっていたように、SDGsだ、脱炭素だ、カーボンニュートラルだと、文言はたくさん並ぶのですが、現実的なこういう計画となると、このグリーンインフラというのはとてもいい表現だなと改めて感じました。先ほど会長が言われたように、6ページの項目の集約するものとか、いろいろな現状と課題の「我が国全体の動向」という中で、上位に持ってきてもらえないかというイメージと要望なのです。

要は、グリーンインフラというものを頭に置いた都市計画を、私も市町のほうをやっているのですが、もう決められたことで、市町でやるとかなり狭まれた範囲しかできなくなってしまうので、前回、提案させていただいたように、広域での災害の観点からすると、このグリーンインフラというのは進めていかなければいけない大きな項目で、こういうものを念頭に置いて、都市の大小問わず計画していくということが大事なのではないかと、ふっと今、感想で改めて思いました。

特に今、私のやっている事業の中でいくと、例えばリニア新幹線のような大きな国の事業の中でも、相模原、津久井のほうで自然環境の問題や静岡の水の問題もあります。それをこういう文言の中に、提言でまとめていくのは大変なことだと思いますけれども、グリーンインフラというものを、では何なのかという文言の説明も含めて、少し上位に持ってきてもらいたいという要望です。

【高見沢議長】

今の時点での受け止めは、どういう感じですか。

【河津グループリーダー】

グリーンインフラは様々な機能を持っていて、例えば集約型のほうで見ると、どちらかというと都市の魅力や憩いなど、そういう機能が調和されている。また、流域の緑というと、どちらかというと防災みたいなことが強くなってきます。今、そういう機能ごとに散りばめられているようなところがあります。やはり今、グリーンインフラの書き方というのは、結構難しいなど。今、先生がおっしゃられたように、グリーンインフラをまとめて書くということも、書き方としてはあるのかなとは思っていますので、グリーンインフラの書き方を検討したいと思います。

【高見沢議長】

前半で議論した7ページの「記載の充実」のグリーンインフラというところに、どう書くかを、ある意味示したというか具体的に考えてみて、あとは図面のほうを、先ほどの資料の最後から2ページ目は、グリーンインフラとは言っていないけれども、緑のネットワークとか、あとは施設系の大きな公園などを表現するというように、グリーンインフラと言い切るか、そのようなものですくらいするのかは別として、今回、かなり具体的に書いたり表現したりすることになるので、それをなるべく早めに考えてみて、定義まではいかないかもしれないけれども、今回、結構打ち出す項目としては、それによって大きな意味を持ちます。

他のマスタープランで、グリーンインフラがしっかり定義されて、きちんと組み込まれて、総合的にやっている所はあるのですか。

【河津グループリーダー】

例えば、東京都は、そこにある緑がどういう機能を持つてという、そういう整理みたいなものは始めてきています。

【高見沢議長】

グリーンインフラ理論みたいな感じですね。

【河津グループリーダー】

はい。そういうところは東京都が主体となってやっているみたいなどころは。

【高見沢議長】

せっかくだから、神奈川で最初にやっつと。

【河津グループリーダー】

そうです。そのようなお話を頂きました。

【高見沢議長】

今のところ、いろいろ国交省の資料を見ても何を見ても、ほわんと書いてあるだけで、中身がないというか、何でもありみたいな書き方をしているのです。ちょっと詰

める感じがいいです。

【平本委員】

私どもの業界ですと、緑、グリーン、農地だとか多目的機能みたいな硬い表現で、どこの都市空間でもあるものでもないというような、何か特別なものに捉えられていたところがあるのです。もう少し広範囲なグリーンインフラという表現で、いや、いろいろな機能があるんだよということを、ぜひ広めなければいけないということをおっしゃっていました。多目的機能というと、すごく硬い表現なのですね。

【高見沢議長】

施設の感じということですね。

【平本委員】

そうですね。もっと広い範囲での機能ありと、広めてもらいたいと思います。

【佐藤部長】

少し勉強させていただきたいと思います。今、私どもも、別のグループですけども、グリーンインフラを市内で勉強していて、先生方がおっしゃるように、非常に範囲が広いのです。場合によっては、地域振興の手段として大きく掲げていて、いろいろな資金調達のところまで研究しているところもあるのです。まさに、少し都市機能といったところで限定的な狭義の意味で捉まえているところがあると思います。

神奈川県として、グリーンインフラというものをしっかりと整理して、どういう形で打ち出しをしていくかといったところは、並行して検討を進めておりますので、この提言の中に、今の時点でどういう形で際立たせて盛り込めるのかといったところは少し検討させていただければと思います。

【高見沢議長】

よろしくをお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

特に現時点でなければ、またプロセスにおいて、もう一度頂くということにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(一同「異議なし」)

【高見沢議長】

ありがとうございます。それでは、そういう感じで進めさせていただきます。

あとは、議事の終了というところですが、事務局から、この辺まだ議論していないというところはないですか。これで、議事を終わってよろしいですか。

そうしますと、本日の議事はここまでとしたいと思います。事務局におかれましては、議事の内容を取りまとめ、次の検討会に、特に骨子から、さらに内容そのものに作り込むという作業をお願いいたします。その過程で、皆様のお知恵を拝借したいと

思います。事務局のほうからお声がかかると思いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

以上で、本日の検討会を終了いたします。皆様の熱心な御議論、ありがとうございました。

<閉会>